

富山市まちなか活性化事業サポート補助金 申請手続きについて

中心市街地活性化基本計画(以下「基本計画」)に位置付けた事業等を、NPO法人等の団体が事業実施する際に、市は、予算の範囲内で補助金を交付します。

基本計画に位置付けた事業の着実な推進と、賑わいの創出・活性化の担い手の育成を目的とします。

1. 補助金の内容

(1) 補助事業者

事業協同組合、商店街振興組合、商工会議所、まちづくり会社、中心市街地活性化協議会、NPO法人、任意団体、民間事業者及びこれらに類する団体(補助事業を実施するための臨時的組織を含む)

(2) 補助対象事業 以下①～③を全て満たす事業

- ①基本計画に位置付けた事業及び附帯・関連する事業又は基本計画に定めた目標の達成に相当程度寄与すると認められる事業。
- ②営利を主たる目的とせず、不特定多数の参加が可能な事業。
- ③基本計画において、対象区域として定めるエリアで実施する事業。

【既存事業の取扱】

現在、実施中の事業は、当該補助金を活用することで、より活性化効果を高めるよう、新たな内容、方法を含んでいること(事業の新規性)を満たすことが必要です。※年度毎に対象事業を決定することとし、単年度ごとの補助とします。

(3) 補助対象経費

補助対象事業の実施に直接要する費用

- ※1 当該年度の4月1日から翌年の3月31日までに実施する事業を対象とします。
- ※2 補助事業者の内部の関係者への謝金又は賃金は、対象となりません。
- ※3 事業の全部を委託する場合は、対象となりません。
- ※4 飲食費は、対象となりません。
- ※5 新聞、テレビ等の広告費が、全体事業費の50%を超える場合は、対象となりません。

(4) 補助率・補助限度額

①施設整備に係るもの

(ア)国又は県の補助制度を活用する場合に限りです。【補助率:補助対象経費の1/3、補助限度額:5,000千円】
※県の補助制度は「富山県認定中心市街地支援事業費補助金」を活用する場合に限りです。

②ソフト事業の実施・運営に係るもの

(ア)国又は県の補助制度を活用する場合【補助率:補助対象経費の1/3、補助限度額:500千円】
(イ)国又は県の補助制度を活用しない場合【補助率:補助対象経費の1/2、補助限度額:500千円】

(5) その他

市は、補助を受けようとする事業について、実施主体と協議の上、活性化効果をより高めるため、実施内容を変更・修正することが出来ることとします。(他のイベントとの同時開催等のため実施時期の変更、内容の修正等) (裏面へ)

※補助金についてのご相談(補助金の活用を検討している等)は、随時下記にて承りますので、お気軽にお問い合わせください。

(連絡先)富山市まちづくり推進課(市役所東館8階)

Tel 076-443-2054 Mail machidukuri@city.toyama.lg.jp

2. 補助金申請から支払いまでの手続きの流れ

(1) 事業実施の諸準備

事業計画の作成の際は、まずは、富山市まちづくり推進課までお問い合わせください。具体的な実施方法等の検討においても、支援します。(商店街等他団体との連携等)

(2) 補助金申請に係る「交付事前協議書」の提出

実施しようとする事業について、市に「交付事前協議書」をご提出ください。市で、事業内容を確認し、「補助要件」を満たすものについて、「補助採択予定事業」として、補助金の交付申請の手続きに入ります。(添付書類:「事業計画書」、「収支予算書」、その他事業内容の詳細がわかる資料) ※「補助要件」については「3.」をご参照ください。

(3) 補助金交付申請・決定

「補助採択予定事業」について、市に「交付申請書」をご提出ください。市で、内容を確認し、要件を満たすものは交付決定を行います。(添付書類:「事業計画書」、「収支予算書」、その他事業内容の詳細がわかる書類)

(4) 事業実施

「事業計画書」に従い、事業を実施してください。

(5) 事業完了・実績報告

事業完了後、「実績報告書」を提出してください。(添付書類:「実施報告書」、「収支決算書」、その他事業内容の詳細がわかる書類)

(6) 補助金額の確定・支払い

市で、内容を確認後、「確定通知書」を送付し、補助金を指定の口座に振り込みます。

3. 補助要件

(1) 要件を満たすことについての確認

補助を希望する事業について、「交付事前協議書」に基づき、(2)の団体で協議の上、(3)の要件を満たしていることについて、確認を行い、要件を満たすものについて、「補助採択予定事業」として、交付申請の手続きに入ります。

(2) 協議団体

次の団体が協議の上、「補助採択予定事業」を決定します。

- ①富山市活力都市創造部まちづくり推進課 ②富山県商工労働部地域産業支援課

(3) 採択要件 次の要件を全て満たすこと

①基本計画との整合が図られていること

基本計画に位置付けた事業及びそれに附帯・関連する事業であること。又は、基本計画に位置付けた目標数値(路面電車市内線1日平均乗車人数、中心商業地区の歩行者通行量及び中心市街地の居住人口の社会増加人数)の達成に相当程度寄与すると認められる事業であること。

②不特性多数の参加が可能であること

実施する事業が不特定多数の者が参加可能であり、かつ、賑わいの創出が相当程度見込める事業であること。

③複数の関係者間の連携性

単一団体による事業実施ではなく、関連団体が相互に連携しながら実施する事業であること。

④事業の継続性

1回限りのイベント等の実施ではなく、継続的又は定期的な実施が見込める事業であること。

⑤その他

当該年度に実施する事業であること。その他補助することが適当でないと認められる事業は、補助対象から除きます。

※施設整備に係るものについては、上記に加え、次に掲げることを全て満たすことが要件となります。

当該施設を常時開設している事業であること。当該施設が主体的に賑わいを創出し、集客力をもつ事業であること。